



Title	日英通商航海条約改定交渉と第一次世界大戦後の通商政策：自由通商と保護関税・特惠関税・満州問題の交錯
Author(s)	滝口, 剛
Citation	阪大法学. 2013, 63(3-4), p. 129-157
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/67957">https://doi.org/10.18910/67957</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 日英通商航海条約改定交渉と第一次大戦後の通商政策

——自由通商と保護関税・特惠関税・満洲問題の交錯——

滝 口 剛

はじめに

本稿は一九二四（大正一三）年から二五（大正一四）年にかけて行われた日英通商航海条約の改定交渉について論じる。周知のように日英通商航海条約の締結は明治政府による不平等条約改正過程と不可分の関係にあった。一八九四（明治二七）年陸奥宗光外相の下で日英通商航海条約が調印され法権が恢復した（陸奥条約）。一九一〇（明治四三）年小村寿太郎外相によって廃棄通告がなされて、翌年新条約が成立した（小村条約）。これにより日本はおおむね税権を回復したものの、一部協定税率が残った。一ニカ年の有効期限経過後、一九二四年三月、日本政府は同条約の改定を申し入れて交渉が始まり、その結果翌年三月に協定税率を定めた第八条と附属税表が廃止され、七月には追加条約が調印された。一九四一（昭和一六）年七月に日英関係が緊迫して英国側より廃棄通告がなされるまで、同条約は存続する。

第一次世界大戦後の経済情勢の変化を受けてなされた大正末年の条約改定交渉は、明治期の条約改正交渉ほど注

目度は高くない。外務省において通商局で活躍し、臨時条約改正調査委員会の幹事をつとめて第一次世界大戦後の通商条約改定に深く関わった川島信太郎の著書が現在でも主要な文献である。<sup>(1)</sup> 技術的性格の強い通商条約の部分的改訂であること、日英関係の維持が前提とされたことや改定交渉の機密が保たれたことなどもあって、問題の少ない交渉と見られがちであることがその原因であろう。また同時期には北京関税会議、第二次奉直戦争、日ソ国交樹立問題など注目度の高い問題があり、日英通商航海条約改定問題は、その陰に隠れがちである。

しかし日英通商航海条約改定交渉は戦間期の通商政策を考察する上で重要なだけでなく、満蒙問題などとも交差しており検討に値する。本稿では、準備段階と条約改定後における保護関税、特惠関税制度、陸境関税制度をめぐる政策の展開をも視野に入れてこれら諸問題の交錯を考察したい。補足条約が成立したのはちようど幣原喜重郎が外務大臣をつとめていた時期にあたっていた。この一見静かな条約改定交渉から、「経済外交」をかかげた幣原外交の一面をうかがうことができるであろう。

#### 一 条約改正交渉方針の決定過程

第一次世界大戦後の混乱のなかで、世界的な経済復興や平和のために通商の自由が強調された。自由通商の主張は、アメリカ大統領ウィルソンの平和一四か条において主張され、さらに国際連盟規約第二三条ホでは、前段で「交通及通過の自由」を、後段で「通商に対する衡平なる待遇を確保する」為の方法をとることを規定していた。通商の「衡平」の問題は、一九二〇（大正九）年ブラッセル財政会議の場でも議論され、一九二七年ジュネーヴ世界経済会議における通商自由勧告決議に至る。

このような時代潮流の中で、日本政府は国際会議の場で通商の自由・機会均等を主張した。内田康哉外務大臣が

一九二一（大正一〇）年の訓令において「通商機会均等待遇問題は講和会議以来屢々通商経済會議に於て及委任統治問題に關し機會ある毎に帝国の主張し來たる所なる」（「通商機会均等待遇に關する訓令」）と述べている通りであった。<sup>(2)</sup> 第一次世界大戦期に飛躍的に工業が発展して工業製品の輸出が急増した日本は、一方で資源輸入国でもあつて加工貿易国化しつつあり国際通商の自由化は望ましいものであつた。

しかしながら、自由通商の主張は、保護主義、閉鎖主義をとる国の抵抗にあつてゐた。ヨーロッパ各国における保護主義は根強く、また比較的自由主義的な通商政策をとる英国も海外領土との間に特惠制度を採用する兆しを見せていた。この反自由主義的な潮流をうけて、数年ならずして日本政府は自由通商の立場を緩めることになる。<sup>(3)</sup>

特に「個別談判」の場では、日本は必ずしも自由通商の原則を前面に出したわけではない。第一次大戦後日本は多数の国と通商条約締結・改定交渉を行ったが、そこでは、互惠主義の原則に基づいて交渉しつつ、特惠関税、国定関税などの保護政策による産業育成の余地を残せるように条約を結ぶ方針をとつた。

#### 臨時条約改正委員会における審議

第一次世界大戦後の条約改正方針については、一九一八（大正七）年、内田外務大臣のもとで設置された臨時条約改正調査委員会のもとで決定された。第一次世界大戦後の経済的混乱のなかで、英仏伊をはじめ各国は通商条約の廃棄や特惠制度の採用による最惠国條款の事実上の停止などの動きを見せており、日本の対応を検討する必要があることなどから同委員会は設置された。審査事項としては第一次大戦後に予想される通商問題全体にわたつていた。<sup>(4)</sup>

臨時条約改正調査委員会は関係各省からの委員からなる一四の小委員会より構成され、これらの問題に付き調整

がつき次第方針が決定されていった。

英本国及び英帝国諸国に対する通商政策は、フランス・イタリアに対するそれと同時に、一九二一年以降本格的に活動する第四小委員会に諮問されることになった。第四小委員会における日英通商関係に関する諮問を審議事項からうかがうと、その二「関税協定並に最惠国待遇に関する方針」において「(イ) 現行英、伊、仏との協定税率は如何なる時期迄之を存続せしむべきや又之を存続せしむるとするも如何に之を修正すべきや(ロ) 英領印度濠州南亞連邦、加奈陀及仏領印度並に支那、北米合衆国等に対する如く関税協定を行ふの余地なき国に対しては如何なる方針を採るべきや(ハ) 日英条約終期と同時に現協定税率を全廢し之に代へ優遇税率を設け更に特殊の場合にのみ特別税率を協定することの制を採用するの可否(加奈陀、西班牙の例)」を掲げ、三に「英帝国特惠制度問題に關し採るべき措置」を挙げている<sup>5)</sup>。

ここで諮問されたのは第一に日英通商条約の有効期限の終了を目前に控えて第八条の協定税率を存続させるべきか否か、修正するとすればどのような方針で臨むのかという問題である(二(イ)(ハ))。第八条と附属税表で税率が協定されている品目は、第一に日本が英国より輸入するものとして、ペイント、染料、亜麻、綿織物、鉄、毛織物、毛綿混合織物、第二に英国が日本より輸入するものとしては、白羽二重、銅、麦わら、樟脳花莖、漆器、七宝焼であった。また第八条三項においては、条約実施一年経過後から当該税表の修正を提議できることとし、協議が六ヶ月以内に結了しないときは六ヶ月の予告をもって廃棄できると規定していた。

対象となっている品目のなかでも鉄、毛織物、綿織物の税率が議論の対象となっていた。特に鉄の関税が協定税約によって制約されていることは大きな問題となっていた。鉄鋼保護政策は、日本工業倶楽部が要求し、政府では農商務省や高橋是清総裁を筆頭に政友会が熱心であった。政友会内閣のもとで設置された臨時財政經濟調査会の鉄

鋼専門委員会が出した答申（一九二一年二月）では、銑鉄には「従価一割、鉄鋼材には従価約一割五分の輸入税」を課し、協定税率が適用できるようになるまでは補助金を支給するとされた。<sup>(6)</sup>

しかし外務省は、鉄鋼に対する輸入税、補助金共に日英通商航海条約の関税協定に反すると主張し、業者の関税引き上げ要求を退ける一方で、日英税率協定の修正交渉を行うこととなった。<sup>(7)</sup>

審議すべき事項の第二点は、英帝国圏との関係について特惠関税対策を含めて如何にすべきか、ということにあった（二（ロ）、三）。英帝国圏との貿易は年々増加し、一九一九年の時点で、日本からの輸出総額は全体の一五・三％、輸入は二六・六％に達していた。<sup>(8)</sup>特にインド、カナダ、オーストラリアとの通商関係は重要でありながら問題をかかえていた。カナダは日英通商航海条約に参加していたが、移民問題をかかえて脱退の意向が取りざたされており、<sup>(9)</sup>オーストラリアは日本に高関税を課していた。インドとは最恵国待遇を記した通商条約を結んでいたが、コットンをはじめ通商摩擦が顕在化しはじめていた。

第四小委員会は、埴原正直外務次官を委員長として、外務、大蔵、農商務、通信の各省から派遣された委員・幹事によって構成されていた。外務省からは、田中都吉通商局長、松平恒雄欧米局長、川島外務書記官、武富敏彦外務書記官が出ていた。審議にあたっては、特別小委員会が設けられてまずここで議論された。日英通商協定に関しては、個々の品目につき、協定税率存続の可否が検討され、各省の見解が異なり激しい議論が展開された。<sup>(10)</sup>その結果の報告は「日英協定は主義に於て之を廃止することを可とするも其の実行困難なるへしと認めらるる」として、具体的品目について、廃止、修正或は据置の検討を行っている。輸入品では、甲、ペイント亜麻織糸、乙、綿織物は一部修正の上存続可とする。丙、毛織物は協定廃止は困難が推測されるので協定税率の存続はやむなしと認めるが協定据え置きに対する有力な反対意見が存在する。丁の一、鉄類中電鍍板については協定税率を引き上げるを可

とし、丁の二、鉄類中銑鉄、非鍍薄板、錫鍍葉鉄、葉鋼については、協定廃止は困難と推測される故に存続止むなしと認めるが、有力な反対意見がある、とした。ここで有力な反対意見があると述べられている丙の毛織物、丁の二の鉄類については、農商務省が保護の必要があるとして協定廃止論を唱えたものである。特に銑鉄に関しては、鉄鉱石に乏しい日本で銑鉄産業の發達は難しく、物価の観点からはインド・中国より輸入した方がよいという大蔵省の議論と鋭く対立していた。通信省も造船業育成の観点からその原材料となる銑鉄の関税はできるだけ低いことが望ましいと述べている。関税による銑鉄保護論はここでは少数意見として扱われている。

また報告書は英領植民地関係について、インド・カナダについては税率協定の見込みなしと述べている。なぜならば、原料を輸入し製品を輸出しているこれらの国に対しては、一方的に低関税を実施するよりないからだと述べている。他方で中間税率を適用しているオーストラリアに対しては、税率低減によりその恩恵を受けることが期待できると述べている。

特別小委員会の報告書は、英国が協定税率の廃棄に応じないという推定の下になりたっていた。しかし一九二二（大正一一）年一〇月四日に開催された第四小委員会の第三回会議において、この問題に関して英国は日本に融和的であるという情報が川島からもたらされた。川島は「ゼネバ」経済会議に参加して英国の商務官などに接触して得た情報から欧州では保護主義、閉鎖主義が流行しているため、自由主義的な英国は日本の好意を期待していると述べた。<sup>(1)</sup> 第八条の廃棄ないし修正を英国側が容認しているという情報は、委員会をより強気にした。

さらに川島は、私案として三つの「関税協定方針案」を提案している。第一に第八条を全廃し、法律で英国に対する優遇税率を定める案、第二に日仏条約にならってすべてを協定税率にする案、第三に最終譲歩案として特別小委員会の多数意見に基づいた案である。また川島は、関東州及び南滿洲鉄道附属地生産物に対する特惠付与案、

「加奈陀、濠州英領印度、支那、南米諸国等関税協定見込みなき諸国」よりの輸入品に対する優遇歩合税の法律化、「帝国と特別経済關係を有する接壤地域の生産物に対する優遇」即ち陸境関税案なども提起している。

第四回会議（一九二二年一月一日）は、川島案をもとに検討された<sup>(12)</sup>。そこでも激論がかわされ、特に最終讓歩案としての第三案（特別小委員会の多数案）に対しては、鉄の保護は絶対必要であるとする四条隆英農商務省商工局長が「絶対反対なり」と激しく反発した。満洲の特恵関税については、川島は「外務省としては満洲方面に対しては優遇する方法も講せざるへからす即ち満洲問題と鉄問題は不可分なり」との観点からかかげたと説明している。もつとも、特に満鉄附属地にこれを実施することが英国の了解を得られるか、中国の「感情阻害」をもたらさないか、川島自身も懸念を示していた。

結論は英国は今回の交渉では強く出てこないという状況把握から、委員会は、全体の廃棄通告はなさないことを前提として第八条の廃棄の方針を明記し、次善の方針として同条の協定税率を修正する方針を打ち出した。<sup>(13)</sup> 即ち第四小委員会決議（一九二二年二月一九日）の「一 日英関税協定に関する方針」は、「一、日英通商航海条約に對しては我より進んで廃棄の通告を為さす下記方針に依り第八条のみの廃棄又は修正となすこと（甲）外交上支障を生ぜざる限り第八条の規定は之を全廢することを可と認むること（乙）外交上必要ある場合には協定を為すこと（中略）（丙）現行日仏協定の例に準し協定の形式は一定の条件の下に国定関税率の上下に對し得べきものとなし又協定は短期の予告を以て廢棄し得べきものとする（丁）（略）」としていた。

また同決議は川島案に見られた満洲の特恵関税が可能になるよう最惠国待遇の除外例を設ける方針を打ち出した。即ち「二、日英条約交渉に當りては出来得べくは關東州及南滿洲鐵道附屬地製産物の輸入税率に對し除外例を設くることに付英國政府と了解を遂ぐる」としている。さらに陸境関税についても、第五で「最惠国待遇條款は無

条件主義を可とするも出来得る限り帝国と特別経済関係を有する接壤地域の生産物に対し優越の余地を設け得へき方策を講ずること」とした。

英国植民地、自治領との通商問題は、交渉困難であることが予想されるためかこの決議では触れられていない。交渉の際には、植民地、自治領の加入促進として提起されるにとどまる。交渉にさらに沿岸貿易の相互承認の問題が付け加わる。

一九二四年三月の林権助駐英大使あて訓令によれば、交渉方針は、第一に協定税率を定めた第八条及び附属税表の廃棄、第二に相互主義の原則による沿岸貿易の開放、第三に朝鮮国境地帯における陸境関税を可能にすること、第四に日本の条約の適用範囲の委任統治領・関東州への拡大、第五に濠州、ニュージーランド、南ア連邦など条約未加入の英国植民地、自治領の条約への加入促進などであった。<sup>14</sup>

## 二 改定交渉の開始と協定条約廃棄

### 改定交渉の開始

一九二四年三月二日から林駐英大使を通じて英国政府に申し入れ、改定交渉が開始された。以下本稿では最大の課題であった協定税率の廃棄、英国の反対がみられた陸境関税、条約の適用範囲の問題を中心に検討する。

交渉開始当初の外務大臣は清浦奎吾内閣の松井慶四郎であったが、同年六月一日から加藤高明内閣の幣原喜重郎に交代している。外務次官は、松平恒雄から同年二月一八日に淵勝次に交代した。通商局長は、永井松三から同年五月七日佐分利貞男に交代している。通商局長に就任する佐分利やアジア局長から次官になる淵は幣原色の強い人物である。<sup>15</sup> 少なくとも交渉開始後の五月ないし六月からは幣原外相のラインで交渉が進行したと考えられ

る。英国は交渉開始当時ラムゼイ・マクドナルド (Ramsay Macdonald) 労働党内閣で首相が外務大臣を兼任していた。二四年一月からスタンリー・ボールドウィン (Stanley Baldwin) 保守党内閣となりオースチン・チェンバレン (Austen Chamberlain) が外相となった。

#### 第八条、附属税表の廃棄

改定交渉において日本政府が最も重視したのは協定税率を定めた第八条及び附属税表の廃棄であった。訓令は、協議が整わない場合でも、一旦同条三項により廃棄通告をなすよう指示していた。無用な商議をかさねることは無駄であると理由を説明し、英国は反対しないであろうとも述べている。第四小委員会の決議とは異なつて当面新たな協定税率交渉を予定していないのは、関税政策をめぐる国内対立の再燃を恐れたこともあるだろう。

実際、交渉は、廃棄の時期をめぐる対立があつたものの、協定税率廃止に関する日本政府の方針は貫徹した。廃止時期をめぐる調整を経た後、七月に「日本国及英国間通商航海条約第八条並同条約付属税表に関する交換公文」がかわされ、翌二五年三月一〇日に第八条、付属税表は失効する。

ただし、英国側は、第八条附属表の廃棄に同意したものの、日本の関税引き上げの動きには神経をとがらせていた。一九二四年七月外国の贅沢品に対して従価一〇割の高率輸入税を課する関税法が施行された。この贅沢品に対する禁止的な高関税は、関東大震災後の復興過程で輸入の急増による貿易赤字、物価高騰に対処するために実施されたものであった。しかし、贅沢品関税法は国内でも国民生活への圧迫、奢侈品産業保護に過ぎないなどの批判を招いただけでなく、諸外国からも奢侈品関税は日本の関税引き上げに対する警戒、批判を招いていた。<sup>16)</sup>

さらに、鉄関税の引き上げが視野に入っていた。鉄の輸入商である岸本商店の田口八郎は、日本に鉄関税引き上

げの動きがあることを英国側に内報しており、インド省は神経をとがらせていた。<sup>(17)</sup> 日本への鉄の輸出はインドにおいて盛んだったからである。

英国側は、一方的譲歩に対する補償の意味を含めて、その後の追加条約締結交渉において、関税引き上げの動きを牽制できる条項を入れようとした。即ち追加条約一条に、他方の貿易に対する差別的取り扱いを禁ずる、相手方を害する関税や課徴金を課さない、他方の国定関税がこれらに反すると思われるときは口頭での交渉を行うなどの意味内容を含む文言を挿入しようとしたのである。<sup>(18)</sup>

しかし本省は英国の提議を全面的に拒否する。国定関税実施への障害となること、最惠国待遇によって第三国に均霑することなどが本省側がこの案を忌避した理由であった。<sup>(19)</sup> この件については、結局英国側が断念した。

## 関税改正

第八条の協定関税の廃止によって日本政府は、ペイント、染料、亜麻、綿織物、鉄類の一部、毛織物、毛綿混合織物に国定関税を定め、その結果おおむね税率が引き上げられた。対して英国側は羽二重などに輸入税を課した。

しかし銑鉄など他の工業製品の原材料にもなるような品目の関税引き上げは、一九二六年の一般関税改正でも実現されなかった。<sup>(20)</sup> 銑鉄保護に対する反対が強かったことは、臨時条約改正委員会でも見られたところである。日本に対して銑鉄を輸出し綿製品を輸入する関係にあるインドへの配慮、満洲における製鉄所保護の必要、国内鑄鉄業者の反対などがその要因にあった。<sup>(21)</sup>

以後、田中義一・政友会内閣、浜口雄幸・民政党内閣において、銑鉄関税引き上げは政治的問題となる。<sup>(22)</sup> 結局銑鉄保護は、満洲事変後の保護主義的潮流の高まる一九三二年に至るまで実現しなかった。日英通商航海条約第八条

の廃棄は関税政策に対する自由度を高めた分、保護主義と自由通商の対立の窓を開く結果にもなったのである。

### 三 陸境関税

第八条附属税表の廃棄以外の問題は、先送りされて更に交渉が続けられ、その結果は翌年の補足条約となる。特に陸境関税、植民地における条約適用の問題は交渉が難航した。これらの問題を中心に以下検討する。

#### 陸境関税とワシントン会議

日本側は、最恵国待遇の例外として、陸境関税と満洲の特恵関税を英国側に認めさせようとした。

陸境関税とは、陸路において「国境付近住民に必要な物品に限り、関税の減免をなす」措置である。日本政府は、併合後朝鮮国境沿いにおいて、一九一三年に鮮満国境通過貨物関税軽減取決、一九一九年に間島地方陸境関税軽減に関する交換取決を中国当局とかわし、関税三分の一を減ずる制度を実施していた。<sup>(23)</sup>

陸境関税の由来には、植民地政策が反映していた。特に前者の取決による安奉鉄道における関税減免措置は、「三線連絡運賃制度」とともに朝鮮と満洲の一体化を企図する寺内正毅朝鮮総督などによって推進されたものであった。<sup>(24)</sup> 南満洲鉄道の支線である安奉鉄道は、安東と蘇家屯を結んで奉天に連絡しており、朝鮮半島と南満洲の奉天を結ぶ際の要となる鉄道であった。この朝鮮陸境の貿易ルートは、これらの恩恵措置がなくなれば、大連海沿ルートとの競争において対抗することが難しかった。<sup>(25)</sup>

他方、国際連盟、ワシントン体制下の諸条約のもとでは、陸境関税は厳しく制限されるようになっていた。たとえば、ワシントン会議において成立した「支那関税条約」(支那関税に関する九箇国条約、一九二二年)第六条

では、「支那の総ての陸境及海境に於て賦課すべき関税率は均一なるべしとの原則を認む」と規定し、特別会議において、その実行措置を講じることとなっていた。ただしこの関税上の特権が「地方的経済上の便益に代へて許与」されたものである場合には、「衡平なる調整」をなすことができるという例外を定めた条項も存在した。<sup>(26)</sup>

この支那関税条約第六条は、陸境関税軽減措置に対する中国の反発に同調したアメリカの要求により挿入されていた。条約審議に際しての日本政府（高橋是清内閣）の態度は、「大勢上我国のみ独り現状維持を主張し難き場合」には、一定の条件を満たせば、陸境関税軽減措置の廃止を容認するというものであった。ただし、日本がこれを容認するのは、ロシア、仏領インドシナなど「接壤国」と中国の間の同様の陸境関税が廃止された場合であるとしていた。<sup>(27)</sup> 内田外務大臣からワシントン会議全権にあてた訓令においては、各国が「接壤関係より生ずる関税上の利益を均しく抛棄する」旨を強調し、特に仏領インドシナとの通過税なども撤廃するよう主張することを指示している。<sup>(28)</sup>

関税条約が成立しても、日本政府は陸境関税が直ちに廃止されるものとはみなさなかつた。接壤関係を有する各国が特権を放棄することを取り決め、中国との条約上で確認してはじめて廃棄されるという立場を取つたのである。日英通商航海条約改定交渉に際しての訓令は、陸境関税に関する条項が必要な理由を、一九二〇年本法関税率法を朝鮮に適用した結果「関東及南滿洲方面へ朝鮮より出稼せる農民の耕作物を朝鮮へ輸入せる場合に朝鮮側に於て高率なる関税の適用を受け甚だ不便を蒙り居る事情」があること、また来るべき支那関税特別会議において「仏領及英領の印度方面」の陸境関税軽減の継続が第六条の例外規定にもとづいて主張された場合に、日本も同様の措置をとる必要がある可能性が生じることに求めていた。<sup>(29)</sup>

一方、国際連盟においても、関税の差別的取り扱いを原則的に禁ずる条約が成立していた。即ち一九二三年に成立した海港制度に関するジュネーヴ条約（国際連盟交通委員会）第七条は、「条約国の主権又は権力の下に在る海

港に於て課せらるる関税は同国の他の国境関税に於て同一種類に属し同一發送地より来たり又は同一到達地に至る貨物に課せらるる関税を越ゆることを得す」と規定していた。同条約による平等権は「右海港を發着点とする運送の関税並鉄道運賃に就ても適用される」と解されていた。<sup>(30)</sup>ただし、この規定には「正当なる特別理由ある場合」の例外規定も盛り込まれていた。

英国政府は、第一次大戦後の諸条約をたてにとつて、陸境関税を正当化しようとする日本側に対抗するのである。これに対して、当初日本政府は、他の諸国にも例があるとして、第二五条を修正して、幅広く陸境関税を英国側に認めさせるように条約を改正する訓令を出した。以下交渉の経緯を概観する。<sup>(31)</sup>

#### 交渉経緯

一九二四年三月三十一日、林駐英大使より英国側に陸境関税問題を提起した。当初、英国側はこの問題を英国の貿易上の利益を損なうかどうかという観点からとらえたため、日本側はすりあわせが可能であると樂觀的にとらえた。しかし、英国側はすぐに陸境関税問題を日本による満洲權益強化の試みととらえるようになる。五月二日、英国側の交渉担当者である、商務官チャップマン (Chapman)、ファウンテン (Fountain)、クロウ (E. Crowe)、ウォーターロウ (Waterlow)、外務省極東部のアシントン・ガトキン (Ashon-Gwarkin) がこの問題の検討会を開き、次の方針を確認している。陸境関税及び条約の適用範囲への満鉄附属地の包含に関する日本の提案は、南満洲における日本の地位を強め、中国における諸特権の廃止を目指すワシントン会議の方針を無効化する新しい案であり、抵抗すべきである。<sup>(32)</sup>

陸境関税問題を日本による満洲權益強化の試みであるとして英国側から反対される可能性は、日本側も予期しな

いではなかった。当初の訓令でも「滿蒙に於て何等の特殊の利益を求めんとするものに非るに付英國に於て右修正を余り重視せざることを希望す<sup>33)</sup>」と述べていた。

五月以降英國側は、ジュネーヴ海港条約、ワシントン条約をたてにとつて、原則論から陸境関税に反対するようになる。五月六日の会談では、英國側は、陸境関税に対して最惠国條款に対する制限となること、ジュネーヴ海港条約第七条に反すること、英國の利益に障害となることなどの理由をあげて強く反対した。五月三〇日の会談でも、「華府条約海港条約等最近に於ける各種条約が陸境特別関税制度を非として其撤廢を規定するに拘らず日本に於て新に此制度を設けんとするは怪奇」であるとして強く反対した。またより具体的に朝鮮陸境関税は、海港条約第七条の「非常なる例外」にはあたらないとも指摘していた。英國側は「朝鮮内に消費せらるるものに極限し得ざるや」と提起したが、日本側は實際の取り扱いなど現実的ではないと取り合わなかった。

本問題の交渉が行き詰まったという認識を抱いた林大使は、六月四日の電報において、陸境関税に関する条項は「ドロップ」すべきであるという意見を述べるに至った。ただしそれは陸境関税を断念するのではなく、英國の承認を得なくても日本単独で実施することが可能であろうという議論であつた。さらに林は第二案として「本件陸境関税の利益を享受するものを単に在滿朝鮮人の農作物のみに極限する」案の作成も提起している。

これに対して本省の出した結論は、第二五条の改定は断念して海港条約第七条の規定そのものを条文の中に組み入れるというものだった。即ち、外務大臣からの訓令（六月六日）は、「海港条約第七条の趣旨に依り今後我に於て行動することあるべきことに対し何等かの形式を以て彼より了解を取付くる外なしと思考す」と述べ、さらに「尤も同条約第七条の解釈に付ては我見解と異なるものもあるも右に付ては此の際之を決定するの必要なるへし」と付け加えていた。海港条約第七条の「正当なる特別理由」ある場合の例外措置として陸境関税を正当化する、とい

うのが外務省の論理だった。<sup>(34)</sup>そこで休暇をはさんで九月に再開された交渉において前記方針を打診したところ、岡本武三（一等書記官）とファウンテンの間で海港条約七条を組み込んだ試案が作成された（九月一四日林電報）。これにより行き詰まったと思われる交渉が動き始めた。実は、英国側にも陸境関税に関する日本の主張を拒みきれない事情があった。インド省がビルマ・シヤムの陸境における特別関税存続を主張していることが判明したのである。<sup>(35)</sup>

しかし交渉はさらに長びいた。この案では陸境関税を朝鮮国境に限定するかたちになっていたので、本省はさらに一般的な形式にあらためる指示を出した（九月二五日回訓）。当時進行中であった日ソ交渉の結果次第では樺太に陸境関税を設定する可能性が出てきたからであった。その後の交渉により妥結したかと思われたが、年を越えて条文作成の段階で陸境関税を例外的に認める「正当なる特別理由」にあたるかどうかについて実質的に日英で事前合意することを要件として追加する修正案を出してきた（一九二五年五月五日）。これに対して東京の本省は、制定した法の執行に制約を課す可能性があるとして英国修正案を拒否した。結局岡本とファウンテン、ウエルズの間でさらに妥協が模索され、日本原案をもとに、紛争が生じた場合、仲裁裁判の結果がでるまでは国際連盟の専門委員会の判断に従うとの規定を重ねて挿入することとなった（七月九日）。この妥協の成立により、陸境関税に関する規定が追加条約第一条に盛り込まれることとなる。

陸境関税をめぐる交渉は一年以上かかって妥結した。英国側はワシントン条約と矛盾する可能性のある陸境関税を公然と承認することを渋ったのである。

陸境関税に関する交渉の過程を振り返ってみると、国際連盟発足以後の諸条約を前提に進展したことが分かる。日本の本省側も、交渉がはじまってからは海港条約など国際連盟の取り決めを前提とした交渉方針を維持した。<sup>(36)</sup>追

加条約締結後、外務省公表は成果の一つとして陸境関税による関税軽減を可能にしたことをあげた。しかし、その規定は陸境関税を特殊な例外として容認するに過ぎない海港条約第七条をもとに、紛争が生じた場合には国際連盟の手続きに移り、最終的には、仲裁裁判の結果に随うことを内容とするものであった。

### その後の陸境関税問題

元来安奉鉄道の陸境関税問題は、日本の満洲経営と密接な関係を持っていたが、第一次大戦後の国際秩序の変容により、大きな制限を受けるようになっていた。それでも日本政府が陸境関税の維持をはかるうとしたことは、日英交渉から分る。

北京関税特別会議（一九二五年一〇月～一九二六年七月）でも日本政府は、陸境関税の廃止が「支那の陸境において一律確実に実行せられざる限り我關係陸境にも之を実行せざる」方針で臨んだ。<sup>(37)</sup> 実際に仏領インドシナ国境の陸境関税問題をかかえるフランスは、中国との間で交渉を進めており、日本はこれに均霑することを期待した。ただ、一般的軽減率協定は支那関税条約第六条、日英新条約に照らしても無理なので、「地方的経済上の便益に代へて許与」されたものである場合には、「衡平なる調整」をなすことができるという例外規定を根拠に「限定的且つ相互的軽減率」を日中間で協定することが必要であるとされた。<sup>(38)</sup> 幣原外交のもとでも、可能な限り陸境関税を維持する方針は変わらなかつた。ただし方針は国際的な取り決めを前提として「限定的且つ相互的」な日中間の取り決めを行うという限定的なそれに変化している。

しかし国民政府は、ワシントン条約を背景に輸出附加税の徴収とともに陸境特惠関税の廃止を追求し、一九二九年二月には、陸境特惠関税の廃止を告示する。日本側は現地の反発を背景に実力阻止をちらつかせつつ抗議を繰り

返した。そのために陸境特惠関税廃止は、安東においては一旦停止された<sup>(39)</sup>。だがここまで来ると、日本政府も陸境関税廃止は覚悟せざるを得なかった。英支、英仏間に新たな関税協定が成立し、それらの間の陸境関税は廃止されることによって、陸境関税を維持する重要な根拠が消滅したのである。結局、一九三〇年浜口雄幸内閣の幣原外相のもとで新たに関税協定が結ばれた際、付属書により陸境関税は廃止されることになった。<sup>(40)</sup>「限定的且つ相互的」な日中間の取り決めにより陸境関税軽減を維持する方針は放棄せざるを得なかったのである。

#### 四 通商条約の適用範囲

##### 日本の適用範囲

通商条約の適用範囲の問題は、本国と植民地の関係があつて小村条約締結の時点から、困難な問題であつた。交渉の結果、秘密公文のかたちでこれらは定められた。日本の植民地に関しては、小村条約締結の時点で付属書に關東州が含まれることが規定されていた<sup>(41)</sup>。

この適用範囲の問題は、改定交渉においても重要なポイントであつた。日本の適用範囲に関しては、最惠国待遇条項の対象としない特惠関税をどこまで認めるかという問題と密接に関係していた。朝鮮、台湾などの植民地は、すでに国内の関税定率法が適用されており問題とならなかつた。しかし、關東州、滿鉄附屬地、さらに新たに登場した委任統治領の扱いについては、明確にする必要性が主張されていた。

##### 滿鉄附屬地適用をめぐる見解の対立

当初の訓令は、条約の適用範囲が關東州、委任統治領に適用されることを明確にするために第二六条第二項、第

二七条第三項を修正する交渉を指示していた。これに対して林駐英大使は、満鉄附属地を適用範囲に関する交渉の対象に含めるように進言した。駐華公使、関東長官を経験していた林は、滿蒙問題にも一家言持ち、「関東州内若くは鉄道附属地内に於て生産若しくは製造したる物品例へは鞍山站鉄関東州産桐等か内地移入に当り現在の如く普通税率を支払ふことに代へ特別の待遇を与ふる必要」<sup>42</sup>があると述べていた。彼は関東州だけでなく、満鉄附属地にも特惠関税の恩恵を与える必要があると主張したのである。

本省サイドは、満鉄はもちろん「在滿企業者」も熱望しているとして、満鉄附属地を交渉の対象に含める林の進言を受け入れた。臨時条約改正委員会の案に入っていた満鉄附属地が復活することになったのである。しかし同時に「帝国政府に於て南滿洲を依然特殊勢力範囲と目するものなりやの誤解を英国政府に於て為す無きや」と慮る本省は、「帝国の有する特殊地位又は鉄道附属地行政権の性質に対する帝国の主張に対し英国政府の確認を求むるか如き感想を英国政府に与へざる様精々御注意あり度」と釘をさしている。<sup>43</sup>南滿洲への日本の野心を疑われることを避けたかったのである。

しかし、交渉における英国側のこの問題への対応は、陸境関税以上に厳しいものであった。<sup>44</sup>満鉄附属地への条約適用にはワシントン条約に反するとして強く反対した。もともと委任統治領への条約適用には英国側も積極的であり、関東州への適用も容認する姿勢を見せた。

すでにみたように五月二日の英国交渉当事者の会合では、陸境関税と共に満鉄附属地問題はワシントン条約に反すると認定されていた。第五回会議（五月六日）においては、英国側は、満鉄附属地に対する条約適用について「(イ) 華府九国条約第二条の精神に反すること (ロ) 現行条約関東州適用に関する公文中には鉄道附属地の明記なきのみならず当時の関係書類を閲読したるに附属地を除外しあること明かなること等」を挙げて「強硬なる反

対」をおこなった。英国側は門戸開放、機会均等を規定した九カ国条約第三條<sup>(45)</sup>、現行条約付属書をたてに、日本の要求を拒絶した。林は「附属地に対する政治的問題に資せんとする意なし」、「租借地と附属地との間に差異あるは司法権のみ」などと弁明したが、効果はなかった。そこで林大使は陸境関税についてと同様、本条項を「ドロップ」してよいと本省に意見を述べている。林は同地域に対する特惠関税の実施は英国の同意を必要としないと考えたのである（五月三〇日）。

さらにこの問題に駐英米国外交官が介入したことが、英国の態度をよりいっそう固いものにした。七月、スターリング (Sterling) 米国外交官が、非公式ではあるが断固とした反対の意向をメモランダムのかたちで英国に送付していた。それは次のような内容であった。満鉄附属地の日本領土への同化 (assimilation) は、中国の領土的行政的統一の嘆かわしい損傷と見なすほかに先例を打ち立てるものである、というのがアメリカ政府の見解である。東清鉄道や南滿洲鉄道のコンセッションに由来するとされる政治的権力の行使に米政府は一貫して反対してきた。そしてワシントン会議において日本の代表は、附属地における一定の政治的権力を主張する一方で、それは現在提案されているような国土への同化には至らなないと述べていた<sup>(46)</sup>。このメモランダムの内容は米国外交官から英国への非公式な警告と見なすべきであろう。満鉄附属地への通商条約の適用は、日本による附属地の領土化に等しく、米国は容認できないだろうと大使は英国に通告したのである。

この米国外交官の警告は決定的だったであろう。ウォーターロウは、すぐさまスターリング大使に次のような弁明の返事を出している。我々の政府は南滿洲鉄道附属地を日本ではなく中国のものであると見なしていると、私は保証できる。マイナーな条約改定交渉が進行中であるが、英国政府は満鉄附属地の日本領土への同化を認めることを意図するものではない。しかしながら、朝鮮と関東州租借地は日本の領土でありそれゆえ条約の適用範囲である<sup>(47)</sup>。

一九二四年九月半ばに作成された英国外務省のメモランダムでは、満鉄附属地問題で譲歩することに対する懸念は、英国の経済的利益よりも政治的要因によるものであるとしている。具体的には中国と米国の強い憤慨が予想されるとして、米国外務省が非公式にこの問題を調べていることに言及している。<sup>(48)</sup>九月一日、岡本と会見した極東部長は自ら「本問題は其形式如何に拘らず英国側の到底同意し得ざる処にして其理由は右地域は支那の主権の下に在るの政治上の考慮に出ずものなり」と断言していた。

ついに日本は、満鉄附属地を条約の対象に含めることを断念する。林大使は「本件に付ての合意は之を断念するの外なしと認むる」と本省に打電した(九月一四日)。それでも林大使は日本の主張を記録に留めるつもりであると報告したが(一〇月二日)、本省はその必要もないとした。

これにより日本側の条約適用をめぐる交渉は実質的に妥結した。そこで臨時条約改正委員会第三及び第十委員会「一、帝国殖民地殊に關東州南洋委任統治地域も内地同様通商条約を適用し差支へなきこと但し殖民地の適用除外せる諸国に対しては我が方に於て一部の不適用又は脱退の自由を留保し置くこと 二、(イ) 關東州は關稅上内地と同様に看做し得るの權利を留保すること (ロ) 右權利実行の方法並關稅上優遇す可き物品も其の優遇程度は關係各庁協議の上之を定むること 三、南滿洲鐵道附属地帯内の生産物に対して關稅減免以外の手段に依り相当優遇の途を講ずるも妨げ無き様の途を取る」と決議した(一九二四年一月八日)。実質的に關東州には特惠關稅を、満鉄附属地には關稅以外の優遇手段をとる方針を示していることが注目されよう。

#### 關東州特惠關稅制度の成立

補足条約交渉の結果、満鉄附属地は通商条約の対象から外れたものの、關東州は日本の領土に準じて扱われるこ

とが確認された。これにより関東州に特惠関税制度を実施することが可能になり、法律化された（法律第五一号、一九二五年六月一七日）<sup>(49)</sup>。

同地の特惠関税に関する要求は、一九一九年頃から現地でおこり、全滿商業会議所連合会の特惠関税に関する決議がなされた。これを受けて関東庁が推進し、外務省が通商条約改定交渉に組み入れたのであった。

しかし、関税引き上げ問題と同様、関東州特惠関税制度の導入には抵抗も存在した。関東州の製品によって打撃を受ける内地の業者の反対である。関東庁は、関税引き下げを原則とする第一案、具体的に関税を下げる品目毎に規定した第二案を作成するが<sup>(50)</sup>、法案として採用されたのは具体的品目を限定的に列挙した第二案であった。関東州産の硬化油脂は内地の産業と競合するため、該当品目からはずされた。その結果「特惠制度自体の趣旨を余りに無視せる」ものとなった。同法の一九二七（昭和二）年改正にあたって綿製品を該当品目に編入する際にも大日本紡績協会や商工省の反対にあっている。商工省は、インドが反発して英印貿易の特惠関税化を促進することを恐れていた<sup>(51)</sup>。

当時の新聞は、特惠関税が内地産業保護の犠牲にされていることを批判し、「前途見込みのない内地産業を保護せんがため、繁栄にみちびき得る関東州の事業を圧迫するのも、大いに注意を要する点である。一部当業者間では大豆を現行税率のまま据え置き大豆油を無税とするに反対し、硬化油の無税にも非難の声をたかめている」と指摘している。また、満鉄附属地の特惠関税についても「関東州の特惠関税を実際満鉄沿線の附属地まで延長することは不可能であるかについて、当局の考慮を求めたい。何となればその然ると然らざるとによって、特惠関税実施の効果に多大の相違があるからである」と述べて再考を求めている<sup>(53)</sup>。

一九二〇年代において日本の特惠関税は、ワシントン体制下の国際的条件によって地域的に局限されると同時に、

国内的要因によっても強く制限されたのである。

### 英帝国圏との関係

条約の適用範囲と英帝国圏の関係は小村による条約改正の時点から困難な問題であり、基本的にこの条約に加入するかどうかの決定権は自治領、植民地側にあった。カナダは加入していたが、オーストラリアは加入せず、インドとは最惠国待遇を約した日印通商条約を持つのみであった。

日本は、改定を機に未加入国の勧誘を期待したが、うまくゆかなかつた。<sup>(54)</sup> 林大使は、「英国政府を迫窮するに於ては却て円満に進行しつつある通商条約に関する商議を破壊するの恐れあるに依り我国に於ては右問題の解決は之を他日の解決に譲」るのがよいとあきらめている。現行条約に未加入の国、たとえばオーストラリアとの通商条約の締結は望みがないことは、その後現地からも報告されている。<sup>(55)</sup>

結局この加入問題は、技術的処理として追加条約第四条から第六条までに規定されることになり、「植民地の条約加入に関する規定は大体において現行条約と同様なるもただ（イ）従来の植民地に委任統治地域を加えたること（ロ）現行条約に加入して居ない英国植民地は今後何時でも新条約に加入し得ること及（ハ）現行条約に加入している英国の植民地で追加条約に加入しないものに対しては其の加入に至るまで現行条約のみ適用せられ追加条約の適用なきことに付新に規定を設け」（外務省公表）ることになった。

自治領、植民地の自治強化の傾向は強くなり、本条約でも英国の要求によりアイルランドが対象地域からはずれることが規定された。

おわりに

日英通商航海条約改定交渉の結果、最初に協定税率を定めた第八条を廃棄した。つづいて一年以上の交渉の後、八条からなる補足条約を定めた。第一条で陸境関税に関する規定、第二条で沿岸貿易に関する最惠国待遇の許与を相互開放の条件とすること、第三条で日本国の「一切の属地、日本国の租借地」及び委任統治領に適用があることを定めている。つづいて第四条・六条で現行条約加入国、未加入国と追加条約との関係について規定し、第五条ではアイルランドが条約適用の対象からはずれることを規定した。第七条・八条では有効期間について規定し、追加条約の有効期間は五年とした。

本稿では、各省が参加した臨時条約改正委員会での検討を踏まえてこの改定交渉がなされたことをみた。通商政策の策定には、関係業界や官庁との調整が不可欠であった。通商条約の改定は、幣原による「経済外交」の成果の一部であると同時に<sup>(56)</sup>、それ以前からの準備の成果であるとも言える。

改定方針には、自由通商政策の修正が見られる。第八条廃棄による国定関税化の推進は保護関税につながり、最惠国待遇の例外として満洲における特惠関税実施や陸境関税承認の試みも本来の自由通商からの逸脱であろう。

しかし一九二〇年代においては、それらの通商政策に対する制約も強かった。第八条の廃棄により鉄関税引き上げが可能となったが、インドとの通商摩擦を引き起こす危険性があった。インド側も日本の綿製品に対する関税を引き上げる可能性が出ていたのである。またワシントン条約、海港条約などによって関税差別は厳しく制限されるようになった。幣原外交は、この制限のなかで陸境関税、特惠関税実施に関する政策を追求している。「苟も条約慣行に依り正当に有する権利は飽くまでも之を擁護」(出淵勝次<sup>(57)</sup>)する態度に出たものであると評することもでき

よう。しかし、陸境関税の残存をはかる方針は挫折し、特惠関税も満鉄附属地への条約適用が阻止されることによつて制限された。

さらに国内的にも、関税引き上げ、特惠関税によつて阻害される利益があり、それらは政治の世界に表出された。特に鉄関税を保護すべきかどうかは、すでに臨時条約改正委員会でも激しい対立をみていた。協定税率が廃棄されたことによつて、保護関税が可能になったが、他方で保護主義と自由通商をめぐつて争う前提を作ることもなかった。特惠関税も国内の産業と競合する場合は、厳しく制限されることになった。

一方年々重要になりつつあつた英帝国圏との通商関係は、英帝国の特惠政策と関連する問題をかかえていた。特にインド、オーストラリア、カナダとの通商関係への対処法は、臨時条約改正委員会でも検討されたが、有効な成果をあげられなかつた。周知のようにこれらの問題は一九三〇年代に激化し、激しい通商戦争をひきおこす。

大正末年における日英通商航海条約改定のプロセスには、その後激化する通商政策をめぐる矛盾に起因する諸問題の萌芽がみられるのである。

本研究は平成二五年度科研費（課題番号25380156）の助成を受けたものである。

- (1) 川島信太郎『本邦通商政策條約史概論』（巖松堂書店、一九四一年）、外務省監修・日本學術振興会編纂『通商条約と通商政策の変遷』（世界経済調査会、一九五一年）。後者も川島によつて執筆されたものである。しかし、前者は戦時期に執筆されたことによる制約があり、後者も交渉の機微に触れる経緯の詳細には触れておらず、不正確な記述も散見される。
- (2) 鹿島平和研究所編、佐藤尚武監修『日本外交史 第一四卷 国際連盟における日本』（鹿島研究所出版会、一九七二年）一八〇～一八一頁。

- (3) 第一次世界大戦後の通商環境の概要については、前掲『通商条約と通商政策の変遷』四一三～四二八頁、原田三喜雄

- 『近代日本と経済発展政策』（東京経済新報社、二〇〇〇年）三〇九～三四五頁など参照。
- (4) 前掲『通商条約と通商政策の変遷』四四一～四四二頁参照。
- (5) 「臨時条約改正調査委員会第四小委員会第一回議事録（大正拾年六月拾日於外務省開催）」JACCAR（アジア歴史資料センター）Ref. B06151159900 臨時条約改正調査委員会議一件／第四小委員会 第一卷（B-2-5-1-103-04-00-001）（外務省外交史料館）。なお、以下資料の引用に際してはカタカナ表記はひらがなに直す。
- (6) 山本義彦編『第一次大戦後経済・社会政策資料集』第一卷（柏書房、一九八七年）一九三～二〇三頁、通商産業省編『商工政策史 第一七卷』（商工政策史刊行会、一九七〇年）二〇八～二一〇頁参照。なお、重化学工業の保護と関税政策に関する経済史的考察としては、長谷川信・宮島英昭「一九二〇年代の重化学工業化と関税政策」大石嘉一郎編『戦前期日本の対外経済関係』（日本経済評論社、一九九二年）第一章などがある。ただし、政策構想の対立などについては触れられていない。
- (7) 川島前掲書、四二七頁参照。
- (8) 前掲『通商条約と通商政策の変遷』八五一頁参照。
- (9) カナダの日英通商航海条約加入問題については、飯野正子「日英通商航海条約とカナダの日本人移民問題」『国際政治』七九、一九八五年、一～一八頁参照。
- (10) 「大正十一年八月三日起草 関税協定に関する特別小委員会報告の件 山崎外務書記官」JACCAR. B06151160400<sup>1</sup> 臨時条約改正調査委員会議一件／第四小委員会 第二卷（B-2-5-1-103-04-00-002）（外務省外交史料館）。
- (11) 「臨時条約改正調査委員会第四小委員会第二回議事録」JACCAR. B06151160400 臨時条約改正調査委員会議一件／第四小委員会第二卷（B-2-5-1-103-04-00-002）（外務省外交史料館）。
- (12) 同前所収「臨時条約改正調査委員会第四小委員会（関税協定問題）第四回会議々事録」。
- (13) 第一次世界大戦中から日本製品をめぐる日英通商摩擦が存在した（森川正則「第一次世界大戦と日本の経済外交——イギリスの輸入禁止措置をめぐる」『奈良史学』三二六巻五七号、二〇一三年、参照）。
- (14) 松井外務大臣より英国林大使宛電報、一九二四年三月三日外務省編『日本外交文書 大正十三年 第一冊』一一四文書参照。

- (15) 服部龍二『幣原喜重郎と二十世紀の日本 外交と民主主義』（有斐閣、二〇〇六年）九一～九五頁参照。特に佐分利はしばしば幣原と一心同体であると評される。
- (16) 前掲『通商条約と通商政策の変遷』五〇二～五〇五頁、大蔵省関税局編『税関百年史』（日本関税協会、一九七二年）四〇八～四一四頁参照。
- (17) 英国ナショナルアーカイブ所蔵 FO 371/10960 [F 678/19/23] Revised duties on pig iron and iron and steel products, Sir E.F. Crowe to Mr Wartenlow.
- (18) 林在英国大使より幣原外務大臣宛電報、一九二五年二月四日『日本外交文書 大正一四年 第一冊』一五二文書。
- (19) 幣原外務大臣より林在英国大使宛電報、一九二五年四月一八日『日本外交文書 大正一四年 第一冊』一五八文書。なお当初英国側は、日本の要求を受け入れる見返りとして、関税を上げる場合の事前相談のほか、日本における裁判の遅延、産業財産権の保護、英国人の公認会計士、弁護士業務活動への差別、外国人の土地所有権などの問題についても善処を要求することを検討していた (FO 371/10316 [F 1418/750/23] Telegram from Sir C. Eliot (Tokyo) 4th may, 1924.
- (20) 一九二六年関税改正については、三和良一『戦間期日本の経済政策史的研究』（東京大学出版会、二〇〇三年）第五章参照。
- (21) 前掲『税関百年史』上巻、四一五～四一六頁参照。
- (22) 拙稿『民政党内閣と大阪財界（一）（二）（三）——井上準之助と経済的自由主義——』（『阪大法学』第五七巻第四号、二〇〇七年、同第五八巻第五号、二〇〇九年、同第六二巻第二号、二〇一二年参照。
- (23) 朝鮮国境の陸境関税の概要については、『日清関税政策の研究』（東亜経済調査局、一九三三年）六三～六八頁参照。
- (24) 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』（東京大学出版会、一九七八年）第二章、第三章参照。
- (25) 山本有造『朝鮮・満洲』間陸境貿易論——地域間関係史のひとつの試み』『年報近代日本研究一九 地域史の可能性』一九九七年、一四四～一四五頁参照。
- (26) 支那関税条約の概要は、鹿島守之助『日本外交史 一三 ワシントン会議及び移民問題』（鹿島研究所出版会、一九七一年）、二五二～二五七頁参照。
- (27) 『閣議決定 大正一〇年二月四日』JACAR B06150964400 支那関税条約及決議 第二巻。

- (28) 内田外務大臣よりワシントン会議全権宛電報、一九二二年二月二六日『日本外交文書 ワシントン会議 下巻』一四文書。
- (29) 松井外務大臣より在英国大使宛電報、一九二四年三月三日『日本外交文書 大正十三年 第二冊』一一四文書。
- (30) ジュネーヴ国際聯盟事務局編纂『聯盟政治の現勢』（巖松堂書店、一九二二年）二二五―二二六頁。
- (31) 交渉の概要は「大正十五年九月 日英通商航海条約追加条約交渉経過並其説明書 通商局第一課」JACAR B06151220500、大正十三年日英通商条約改訂一件 第四卷 (B-2-5-1-119-00-004) (外務省外交史料館)、「大正十三年日英追加通商条約締結の際に於ける朝鮮陸境関税制度の設置に関する日英間の交渉経過概要 昭和六年四月八日 通商局第一課」(JACAR. B09040079900、各国関税並法規関係雜件／中国ノ部／陸境関税関係 第二卷 (B-E-3-1-2-XI-C1-1-002) (外務省外交史料館)。
- (32) FO 371/10316 [F 1410/750/23] Foreign Office Minute 5th May 1924. ただし、アシントンガトキンは、陸境関税のごとは、議事録におこつて日本の要求を入れる妥協も考慮してゐた (FO 371/10316[F 1435/750/23] Foreign Office Minute (Mr.Gwatkin) 5th May, 1924).
- (33) 前掲、松井外務大臣より在英国林大使宛電報、一九二四年三月三日。
- (34) 本省が海港条約七条案の挿入を言い出した理由としては、安達峰一郎公使が交渉して成立したベルギーとの通商条約に海港条約七条を挿入したことが考えられる。日本政府は海港条約を批准していなかったが、いずれ批准する方針であるとも伝達された。
- (35) Memorandum respecting the Position of the Anglo-Japanese Commercial Treaty Negotiations F3126/750/23 September 15, 1924.
- (36) これに対して、交渉の中で陸境関税に関する条項を削除して良いと主張するようになる林駐英大使の主張は、国際連盟やワシントン会議の取り決めに尊重する発想から出たものではないだろう。帝国主義外交華やかなり活躍した林は、失われた日英同盟に郷愁を感じる一方で、国際連盟やアメリカ主導のワシントン会議を冷笑的に評価する傾向があった(林権助述、岩井尊人編『わが七十年を語る』第一書房、一九三五年、三五二―三五四頁、三八二頁参照)。
- (37) 「支那関税会議に対する一般方針に関する件」一九二五年一〇月二三日閣議決定(幣原外務大臣請議) JACAR.

- A01200542300、公文類聚・第四十九編・大正十四年・第十三卷・外事門二・國際二・通商一（国立公文書館）。
- (38) JACAR. B10070151800 支那関税特別会議報告書（未定稿）（官58）（外務省外交史料館）。
- (39) 安東岡田領事より田中外務大臣宛電報、一九二九年二月二八日『日本外交文書 昭和期I第一部 第三卷 昭和四年 对中国關係』七二一頁参照。
- (40) 一九二九年から一九三〇年に至る陸境関税廃止過程については、小池聖二『滿州事変と对中国政策』（吉川弘文館、二〇〇三年）一一二～一四九頁参照。
- (41) JACAR. B10070639900 本邦対外通商条約適用区域ニ関スル調査／条約改正調査報告 第二八号／一九二三年（臨調52）（外務省外交史料館）。
- (42) 林在英國大使より松井外務大臣宛電報、一九二四年三月一日『日本外交文書 大正一三年 第二冊』一一五文書。
- (43) 松井外務大臣より林在英國大使宛電報、三月一八日『日本外交文書 大正一四年 第一冊』一一六文書。
- (44) 通商条約の適用範圍に關する交渉の概観は、前掲「大正十五年九月 日英通商航海条約追加条約交渉經過並其説明書 通商局第一課」参照。
- (45) 九カ国条約第三条の文言は「一切の國民の商業及び工業に對し、支那に於ける門戸開放又は機會均等の主義を一層有効に適用するの目的を以て、支那國以外の締約國は、左を要求せざるべく又各自國民の左を要求することを支持せざるべし」とを約定す（a）支那の何れかの特定地域に於て商業上又は經濟上の發展に關し、自己の利益の爲、一般的優越權利を設定するに至るべき取極（以下略）となつてゐる。
- (46) FO 371/10316 [F 2440/750/23] Confidential Memorandum communicated by Mr. F. A. Sterling, July 18 1924.
- (47) FO 371/10316 [F 2440/750/23] Mr. Watterlow to Mr. Sterling July 24 1924.
- (48) FO 371/10316 [F 2440/750/23] Memorandum respecting the Position of the Anglo-Japanese Commercial Treaty Negotiations September 15, 1924.
- (49) 關東州特惠関税制度の概要については、前掲『日滿関税政策の研究』五五～六二頁参照。もつとも關東州が日本の國土に準じることについて外國の了解が必要であることとられることを警戒した外務省は注意を促している（外務次官出淵勝次 大正十四年二月二十一日 關東州生産物の待遇に關する件）JACAR. A04018181700公文雜纂・大正十四年・第十

- 巻・宮内省、外務省一(国立公文書館))。
- (50) 「関東州特惠関稅草案」 JACAR B12083112400 帝国関稅關係雜件 第一卷 (B-3-14-3-103-001) (外務省外交史料館)
- (51) 前掲『日滿関稅政策の研究』五九〜六〇頁。
- (52) 「昭和二年一月二十九日 高裁案 関東州生産物に対する特惠関稅問題に関する件」 JACAR B08062226000 帝国関稅並法規關係雜件／関東州特惠関稅法關係 (B-E-3-1-2-J1-4) (外務省外交史料館)。
- (53) 『大阪毎日新聞』一九二五年二月一八日。
- (54) 交渉の概要は「大正十五年九月 日英通商航海条約追加条約交渉経過並其説明書 通商局第一課」参照。
- (55) シドニー総領事徳川家正より幣原宛電報、一九二六年一月二三日、JACAR B06151220800 大正十三年日英通商条約改訂一件／豪州連邦加入 (B-2-5-1-119-01) (外務省外交史料館)。
- (56) 幣原平和財団編『幣原喜重郎』(幣原平和財団、一九五五年)二八二頁参照。
- (57) 「大正十三年二月二十八日四局長會議に提出 对支政策綱領(資料)」(「清浦内閣の対支政策」第二号『日本外交文書 大正二三年 第二冊』文書七三七頁)。